### 専用相談電話「アニマルポリス・ホットライン」の開設について

平成 25 年 12 月 26 日 兵 庫 県

## 1 趣旨・目的

県民が認知した動物虐待容疑事案について、相談窓口を明確にして積極的な相談 (通報)を促し、相談しやすい環境を整備するため、動物虐待事案等専用の相談電 話「アニマルポリス・ホットライン」を警察本部内に開設する。

### 2 開設年月日

平成26年1月6日 午前9時から

# 3 電話相談の概要

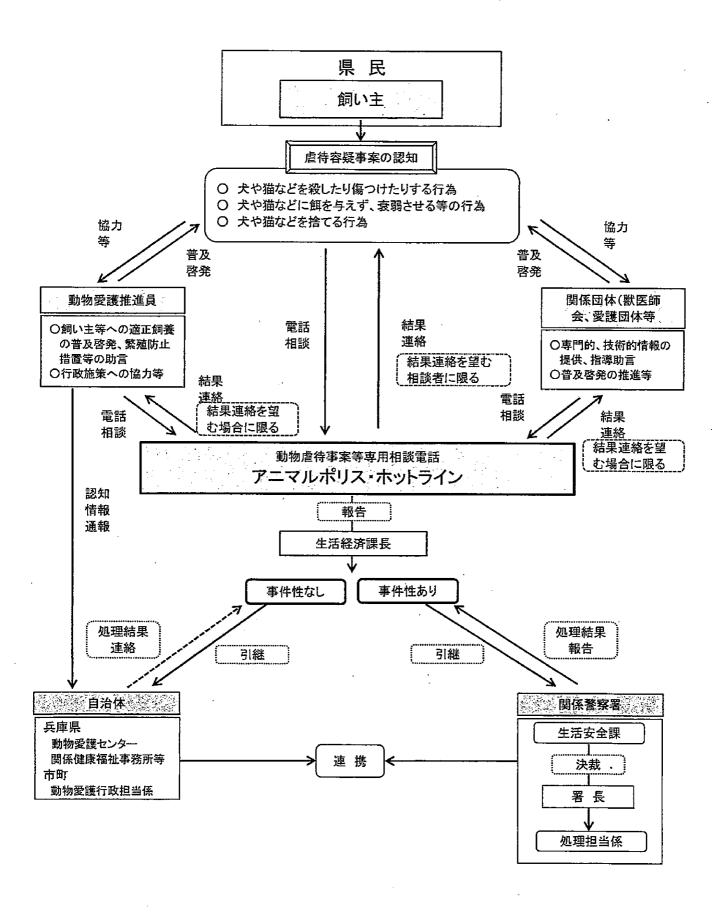
(1) 電話番号

078-371-8974 ~ みな一番に (動物) 虐待なし

(2) 運用日時

平日 午前9時から午後5時30分までの間(年末年始を除く)

# アニマルポリス・ホットライン電話相談チャート



#### 兵庫県における動物衛生行政の体制について

## 1 動物衛生行政の体制

兵庫県動物愛護センター



#### 2 虐待等に関する行政と警察の連携について

#### (1) 背景

【動愛法の改正と基本指針の改定】

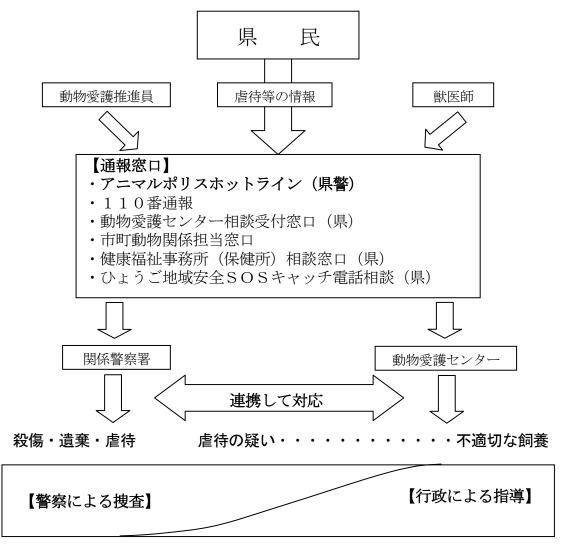
虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを受け、行政と警察との連携をより一層推進することにより遺棄及び虐待の防止を図ることとした。

#### (2) 事案の把握・探知

行政、警察がそれぞれの窓口を設置し虐待等の事案の把握、探知に努めている。

#### (3) 事案の仕分け及び連携による対応

事件性があるものは警察が、事件性の無いものは行政が、虐待等が疑われる事案等 両者の協力が必要なものは連携を図り適切な対応を実施している。



HYOGO PREFECTURE 愛護動物を遺棄した場合…100 万円以下の罰金

愛護動物を殺傷した場合…2年以下の懲役または200万円以下の罰金 愛護動物を不適切に飼育した場合…100万円以下の罰金

# What's-ANIMAL-POLICE?

アニマルポリスとは、アメリカで動物虐待を監視・摘発 する組織であり、公的な機関として捜索・逮捕権限を もつものもあります。

動物虐待は、人への犯罪にエスカレートします。 動物を守ることは、私たち人間を守ることにも繋がるのです。 兵庫にも、皆さんの力でアニマルポリスを作りましょう! 「兵庫県にアニマルポリスの設置」にご賛同いただいた方は、 署名のご協力をよろしく願い致します。

【署名締め切り日】2014年 0月 00日(0)

【署名送付先】〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 1-11-1-1501 「C.O.N 事務局」 「お問会せ集」con@aresegnet ne in キで メールにてお問い合わせ下さい



# 兵庫県にアニマルポリスの設置を求める署名



兵庫県知事 井戸 敏三 殿

# 動物をまもり、地域社会を守る「アニマルポリス」を!

2013 年 9 月、改正動物愛護管理法が施行され、動物の遺棄、殺傷、不適切飼育などに対する罰則が大幅に強化されています。命ある動物を家族の一員、社会の一員として、動物愛護への機運が高まる一方で、陰惨な動物虐待事件が相次いで発生しています。動物虐待は、やがて人への暴力、 凶悪犯罪へとエスカレートする可能性が高く、地域社会に大きな不安を与えています。

欧米には動物に関連する犯罪を専門的に取り締る機関がありますが、わが国では、動物虐待などを発見し通報した場合、警察や行政に対応していただくことは困難な状況にあります。

改正動愛法では、獣医師が動物虐待事案を発見した場合、関係機関に通報するよう努力義務規 定が明記されました。その受け皿となる体制整備は急務です。改正法の適切な運用、執行がなさ れるよう、以下のとおり、兵庫県に「アニマルポリス」の設置を要望いたします。

- 1 動物愛護管理法等に精通した担当警察官(アニマルポリス)を配置すること。
- 2 動物行政部局に担当警察官(警察OB)を配置し、立入調査や悪質事案の告発などの対応について、警察と行政の連携体制を確保すること。
- 3 適正な法運用の整備に向けて、警察、動物行政部局、獣医師、動物愛護推進 委員等による協議会を設置すること。

※お預かりした個人情報は署名以外の目的には使用いたしません

名 前	住 所
	都 道府 県
	都 道府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

【署名締め切り日】 2014 年7月31日

この用紙はコピーしてお使い頂けます

【署名送付先】〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 1-11-1-1501特定非営利活動法人 C.O.N 事務局 [お問合せ失] con@areseonet ne in キで メールにてお問い合わせ下さい